

(別紙1)

令和7年度 京都府医師会 在宅医療・地域包括ケアサポートセンター
運營業務仕様書

1 業務の概要

京都府における在宅医療・地域包括ケア推進の拠点として、京都府医師会（以下、「府医」という。）内に設置する「在宅医療・地域包括ケアサポートセンター」（以下、「サポートセンター」という。）の運營業務の一部を委託する。

2 業務場所

府医事務局（京都府医師会館3階 京都市中京区西ノ京東梅尾町6）及び府医が指定する場所

3 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 委託業務の内容

京都府内における在宅医療・地域包括ケア、認知症、介護保険関係事業の推進、地区医師会の支援、人材育成等を総合的に推進する府医サポートセンターの運營業務の一部を委託する。

また、業務の遂行にあたっては、各地区医師会及び各関係団体並びに京都府、京都市等と連携して実施するものとし、具体的な業務内容は以下のとおりとする。

(1) 府医サポートセンターの運営を行うため、必要な人材の配置並びに環境構築を行い次の運營業務を実施するものとする。

<本件に係る運營業務>

- ・ 予算・決算及び経理業務
- ・ 京都在宅医療戦略会議の開催に関する業務(会場の手配、案内状の作成・送付、出欠管理、会議資料の作成、記録等)
- ・ ワーキングチームの設置・開催などによる、在宅医療関連研修に関するシラバス作成業務（会場の手配、案内状の作成・送付、出欠管理、会議資料の作成、記録等）
- ・ 研修会・講演会等の開催運営支援（会場の手配、各種書類の作成、出欠管理、当日の運営管理、記録等）
- ・ 広報・ホームページの企画・運營業務
- ・ 物品の調達、契約の締結
- ・ 府医サポートセンター担当役員（副会長、理事）の支援業務
- ・ 地区医師会との連絡調整及び地区医師会における在宅医療推進事業への支援業務
- ・ その他、運営上必要となる地区医師会、行政、関係団体等との連絡調整業務等

(2) 府医サポートセンターの事業を推進するため、次の①から③までの業務を実施するものとする。

① 府医在宅医療・地域包括ケア拠点事業

次の会議、事業等に係る関係機関との調整及び事業の実施業務

ア. 府医サポートセンターの運営

- ・ ホームページの充実、各種媒体による広報により、在宅医療・地域包括ケアに関する情報を会員、関係者、府民に向けて発信
- ・ 在宅医療、高齢者への医療などに関する相談窓口を設置するとともに、在宅医療に関する府民向けの相談事業を実施（電話、メール等による相談対応）。相談体制として、専門医会、大学関係者、NPO 法人、関連団体等の協力を得てブレイントラストを構築する。
- ・ 地区医師会が展開する在宅医療推進事業、在宅医療・介護連携推進事業、地域包括ケア推進事業を支援（月報の作成）

イ. 京都在宅医療戦略会議の運営

- ・ 全ての地区医師会、病院関係者、関係団体、京都府及び市町村担当者等から委員を構成し、「京都在宅医療戦略会議」を開催（年4回程度）し、在宅医療の推進を図るための戦略を検討
- ・ 府医と地区医師会等との緊密な連携により、必要な人に在宅医療を届ける体制の検討を行い、地域医療資源に関する情報提供、会員間の協力による在宅医療提供体制を構築するための支援
- ・ 地域医療資源に関する情報提供、在宅医療・介護連携のあり方、手法について検討
- ・ 病診連携への取組み、「在宅療養あんしん病院登録システム」の活用について検討
- ・ 在宅医療・地域包括ケアに係る ICT の活用、情報共有ツールについて検討
- ・ 京都地域包括ケア推進機構との連携により、多職種協働事業の推進について検討
- ・ 大学・専門機関・行政等との連携により、在宅医療推進に必要な地域分析、共同事業等を検討、実施
- ・ 京都市外の対象者の会議への参加を容易にするため、テレビ会議システムを活用

② 研修・啓発事業

ア. 各種ワーキングチームの運営

- ・ 専門医会、大学、NPO 法人、関係団体等との連携により、「京都在宅医療戦略会議」にワーキングチームを設置・開催（年6回～12回）し、在宅医療に関する研修事業を体系化（教育プログラム（シラバス）の確立、インストラクターの養成、府民啓発に向けた取組み等の企画）

イ. 研修事業

- ・ 専門医会、大学、NPO 法人、関係団体等との連携により、「京都在宅医療塾」、「総合診療力向上講座」、「かかりつけ医認知症対応力向上研修」「かかりつけ医認知症対応力向上地域連携研修」、「認知症対応力向上多職種協働研修」等の医師向け研修、多職種・府民向け各種研修、在宅医療・介護等に関する報酬関連説明会を開催
- ・ 京都府医療トレーニングセンターを活用した研修の実施および在宅医療機器の配備

ウ. 研修資材・資料の作成、研修手法の確立

- ・ 「京都在宅医療戦略会議」ワーキングチームにおいて企画した研修テキスト等の書籍、研修資材、DVD 等の作成。
- ・ 研修用通信システム（e-ラーニング）等の検討

エ. 府民啓発事業

- ・ 京都地域包括ケア推進機構等との連携により、在宅医療をはじめ、認知症、緩和ケア、終末期医療、看取り等への対応に向け、関係職種や府民の共通認識、相互理解、価値観の醸成を目的とした府民啓発事業を実施し、府民と共に考える機会を設ける

③ 地区医師会在宅医療・地域包括ケア拠点事業

- ・ 京都府地域医療介護総合確保事業 在宅医療推進体制整備事業（地区医師会在宅医療・地域包括ケア拠点事業）を活用し、下記内容に取り組むことで、地区医師会が展開する在宅医療推進事業、在宅医療・介護連携推進事業、地域包括ケア推進事業を支援する。また、地区医師会と市町村、京都府、関係団体の連携を支援する。

ア. 地区在宅医療推進会議の開催

- ・ 地区医師会が市町村、地域の関係団体等との連携により、在宅医療を推進するための拠点事業として「地区在宅医療推進会議」（仮称）を設置・運営するにあたっての事務補助。

イ. 在宅医療、多職種協働推進事業

- ・ 地域の実情に応じて、「主治医（かかりつけ医）コーディネート事業」、「在宅医療に関する相談業務、情報発信」、「在宅医療研修」、「多職種協働推進事業」、「地域ケア会議への参画」など、着手できるものから取り組むにあたっての事務補助。

(3) 本件の遂行に必要なと思われる人材およびスキル (例)

必要な人材	必要なスキル
運営管理者	府医役員および事務局との連携及び運営業務統括スキル
庶務・経理担当	庶務・経理業務の実務スキル
事業推進担当	①医療・介護・福祉分野の業務を理解し、指導・調整業務できるスキル
	②医療・介護・福祉分野の業務に精通し、PC入力・電話対応できるスキル
	③医療・介護・福祉分野の業務に精通し、PC入力・ホームページ管理業務を行うスキル

5 委託業務の対応時間

委託業務の対応時間は原則として以下のとおりとする。

午前 9時30分から午後 5時30分 (月曜日から金曜日)

※祝日及び年末・年始(12月29日～ 1月 4日)を除く。

6 委託業務の対象経費

委託業務に係る全ての費用

※本件に必要な資機材の調達に関する費用、執務場所および什器類の費用も含む

7 委託業務の完了報告

本業務が完了した時は、遅滞なく次の事項を記載した業務完了報告書を提出すること。
なお、上記内容が確認できる書類として以下を作成し、事業終了後5年間保存すること。

- (1) 本業務の実施結果
- (2) 本業務契約金額の内訳

8 業務推進上の留意点

- (1) 業務運営管理者による、業務の進捗管理、府医との調整等をおこなうこと。
- (2) 府医の事業展開により、府医及び受託事業者の協議を経て新たな業務が加わる場合は、別途協議とする。
- (3) 本事業の成果及び著作権は、府医に帰属するものとする。
- (4) その他、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、府医と協議して決定するものとする。